

# 川崎市上下水道局固定資産使用料算定要綱

(昭和49年2月28日49川水総管第44号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局財務規程（昭和39年川崎市水道局規程第8号）第149条の9の規定に基づき、上下水道局が所管する固定資産の使用料について、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の計算)

第2条 使用料（第6条に規定するものを除く。）は、第4条、第5条、第7条、第8条又は第9条に規定する基準額（以下この条において「基準額」と総称する。）に固定資産の使用を開始する日から終了する日までの期間（以下「算定期間」という。）の月数（ある月の起算日からその翌月に相当する日の前日（相当する日がないときは、その月の末日）までを1月とする。）を乗じて計算する。

2 算定期間に1月に満たない端数がある場合は、次の各号に従って計算する（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。

(1) 算定期間が1月に満たないときは、基準額に1月の日数に対する算定期間の日数の割合を乗じる。

(2) 算定期間が1月以上のときは、基準額に算定期間の開始日から算定期間において同日に最後に相当する日の前日（相当する日がないときはその月の末日）までの期間の月数を乗じて得た額に、当該相当する日（相当する日がないときはその翌月の初日）から算定期間の終了日までの前号の規定により計算された額を加える。

(面積の取扱い)

第3条 使用料の算定の基礎とする面積は、第6条に規定する場合を除き、平方メートルを単位とし、1平方メートルの100分の1未満は切り捨てる。

ただし、当該面積の全部が1平方メートルの100分の1未満であるときは、1平方メートルの100分の1とする。

(土地使用料)

第4条 土地（配水池、水処理センター等の施設の上部利用地（以下「上部利用地」という。）を含む。以下同じ。）の使用料は、当該使用部分に係る基準となる年度の固定資産税路線価（以下「路線価」という。）に一定の割合を除し、1000分の2.5（集会所の敷地の用に供する場合は1000分の1.6）を乗じて得た額に、当該土地の使用面積を乗じて得た額を基準額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とし、第2条の規定により計算を行った額とする。

2 前項の土地が次の表のいずれかに該当する場合は、路線価に、（1）については100分の50、（2）については100分の70を乗じるものとする。ただし、同項の土地が、（1）及び（2）のいずれにも該当する場合は、両方の割合を乗じるものとする。

(1)	(ア) 管路用地 (イ) 上部利用地 (ウ) 高圧線の下にある用地 (エ) 地下埋設物により地上部の使用の制限を受ける用地
(2)	(ア) 細長地（間口が4メートル以内で奥行が間口の4倍以上のもの） (イ) 狭あい地（面積が16平方メートル以内のもの） (ウ) 傾斜地（法面における勾配が30度以上のもの）

3 使用期間が1月に満たないとき又は駐車場（駐車場として整備されていないものを除く。）その他の施設の利用に伴って使用させるときの土地の使用料は、前2項の規定により算出した額に消費税及び地方消費税相当額を加え

た額とする。

(基準額の調整)

第5条 固定資産の使用許可を更新する日までに路線価の評価替え（以下「評価替え」という。）がされている場合において、評価替え時の基準額を評価替え後の路線価に基づいて算定し直した額が、第1号の額を超え、又は第2号の額に満たないときは、それぞれ第1号又は第2号の額を、評価替えがされた日から1年を経過した後、最初に到来する4月1日以降に適用する基準額とする。

(1) 評価替え時の基準額に当該基準額の100分の5に相当する額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。以下この条において同じ。）

(2) 評価替え時の基準額から当該基準額の100分の5に相当する額を減じた額

(構築物を設置する場合の土地使用料)

第6条 電柱、支線、地下埋設物その他これらに類するものを設置する場合の土地使用料は、川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第7号）別表に定める額に数量を乗じて得られた額とする。ただし、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が電話柱等を設置する場合の土地の使用料は、電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に定める額を12で除した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に数量を乗じて得られた額とする。

2 前項の規定による使用料の額は、使用開始の日の属する月から使用終了の日の属する月までの月数を乗じたものとする。ただし、使用期間が1月に満たないときは、その月数を1月として前項に基づき算定した額に消費税及び

地方消費税相当額を加えた額を使用料とする。

3 電線、埋設管等の長さについて、100分の1メートル未満のもの又は100分の1メートル未満の端数があるものは、その全長又はその端数の長さを切り捨てて算定する。

4 使用面積について、100分の1平方メートル未満のもの又は100分の1平方メートル未満の端数があるものは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて算定する。

(特別高圧架空電線を設置する場合の土地使用料)

第7条 特別高圧架空電線を設置する場合の土地使用料は、第6条の規定にかかわらず、路線価に一定の割合を除し、1000分の2.5を乗じて得た額に、当該土地の使用面積(鉄塔敷を除く。外側線の中心から水平距離3メートルの範囲とする。)を乗じ、次に定める割合を乗じて得た額を基準額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とし、第2条の規定により計算を行った額とする。

(1) 使用電圧が170,000ボルトを超えるもの 100分の50

(2) 使用電圧が7,000ボルトを超え、170,000ボルト以下のもの  
100分の30

(建物使用料)

第8条 建物(附帯設備を含む。以下同じ。)の使用料は、当該建物の帳簿価額に1000分の7.3(集会所の用に供する場合は1000分の5.5)を乗じて得た額に当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)に、第4条の規定により算定した額(一部使用の場合は、当該建物の使用面積に対応する額)を加えた額を基準額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とし、第2条の規定により計算を行った額に消費

税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

(その他の使用料)

第9条 構築物（橋りょう、塔等）の使用料は、別表に定める単位当たりの使用料に数量を乗じて得られた額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

2 機械及び装置の使用料は、当該機械及び装置の帳簿価額に1000分の7.3を乗じて得た額を基準額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とし、第2条の規定により計算を行った額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

3 第4条及び前条の規定にかかわらず、各種自動販売機を設置するための使用料は、1月1台につき2,700円（建物の外に設置する場合は1,200円）とする。

4 野立て看板を設置するための使用料は、土地の占有面積について第4条の規定に基づき算定した額に、看板の掲載面積について第6条の規定に基づき算定した額を加えた額とする。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定める基準による使用料の算定が著しく不適當又は困難と認められるときは、使用の態様、立地条件、その他の事情を考慮して、その都度上下水道事業管理者が定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、昭和49年2月28日から施行する。
- 2 この要領施行と同時に固定資産使用料算定要領（昭和45年10月16日45川水総管第375号）は廃止する。

附 則（昭和54年5月30日54川水総管第171号）

この改正要領は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和 57 年 2 月 25 日 57 川水総管第 49 号）

この改正要領は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 2 月 7 日 61 川水総管第 37 号）

この改正要領は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 31 日 63 川水総管第 102 号）

この改正要領は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 31 日 1 川水総管第 116 号）

この改正要領は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 9 月 29 日 4 川水総管第 329 号）

この改正要領は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 25 日 8 川水総管第 343 号）

この改正要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日 12 川水総管第 176 号）

この改正要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日 16 川水総管第 642 号）

この改正要領は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日 18 川水総管第 795 号）

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日 19 川水総管第 787 号）

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 30 日 21 川水総管第 174 号）

この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日 21 川水総管第 803 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日 24 川上総管第 1632 号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月13日25川上総管第2513号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月30日26川上総管第2449号）

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則（平成30年6月6日30川上経管第396号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月11日6川上総管財第1455号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の要綱の規定は、固定資産の使用を開始する日がこの要綱の施行の日以後である固定資産の使用許可について適用し、同日前に固定資産の使用を開始する固定資産の使用許可については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

種類		単位	使用料（単位円）
柱・アンテナ類		1月1本につき	360
線類		1月1メートルにつ き	20
管	外径が0.4メートル 未満		210
類	外径が0.4メートル 以上		525
案内板		1月1か所につき	495